

第7期 大江町障害福祉計画
第3期 大江町障害児福祉計画

令和 6 年度 ～ 令和 8 年度

令和 6 年 3 月
山形県大江町

目 次

第1 計画策定の概要

1 趣旨	1
2 法的根拠	1
3 本町その他計画等との位置付け	2
4 計画期間	3
5 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの概要について	3

第2 令和8年度の成果目標の設定

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	7
2 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	8
3 福祉施設から一般就労への移行等	9
4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築	9
5 相談支援体制の充実・強化等	10
6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	11
7 障害児支援の提供体制の整備等	12

第3 サービス等の種類ごとの進捗状況及び必要な見込量等について

1 障害福祉サービスの種類ごとの進捗状況と見込量	13
(1) 訪問系サービス	13
(2) 日中活動系サービス	14
(3) 居住系サービス	19
(4) 相談支援事業	20
2 障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策	21
(1) 訪問系サービス	21
(2) 日中活動系サービス	21
(3) 居住系サービス	21
(4) 相談支援事業	21
3 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの進捗状況と見込量	22
(1) 障害児通所支援	22
4 障害児支援サービスの必要な見込量の確保のための方策	25

第4 地域生活支援事業の進捗状況及び必要な見込量等について

1 地域生活支援事業の内容及び各年度における量の見込等	26
(1) 地域生活支援事業の種類と概要	26
(2) 事業の種類ごとの進捗状況と見込量	27
2 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策	34
(1) 相談支援事業	34
(2) 成年後見制度利用支援事業	34
(3) 意思疎通支援事業	34
(4) 日常生活用具給付等事業	34

(5) 手話奉仕員養成研修事業	34
(6) 移動支援事業	34
(7) 地域活動支援センター事業	35
(8) 訪問入浴サービス事業	35
(9) 日中一時支援事業	35

第5 計画の推進体制について

1 関係機関との連携	36
2 計画の進捗状況の点検及び評価	36

◇資料

1 大江町障害者計画並びに障害福祉計画策定協議会設置要綱	37
2 大江町障害者計画並びに障害福祉計画策定委員名簿	38

第1 計画策定の概要

1 趣旨

本町においては、平成18年4月に施行された障害者自立支援法（平成17年法律第123号。平成25年4月「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）」に改正。）に基づく市町村障害福祉計画を3年ごとに策定しており、現行の計画期間が令和5年度末までであることから、令和6年度を初年度とする「第7期大江町障害福祉計画・第3期大江町障害児福祉計画」を策定しました。

本計画は、国の定める「基本指針」(※)に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援及び障害児相談支援(以下、「障害福祉サービス等」という。)の提供体制の確保と本町における障害福祉施策を円滑に実施することを目的に策定します。

※基本指針

障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針

(平成18年厚生労働省告示第395号)

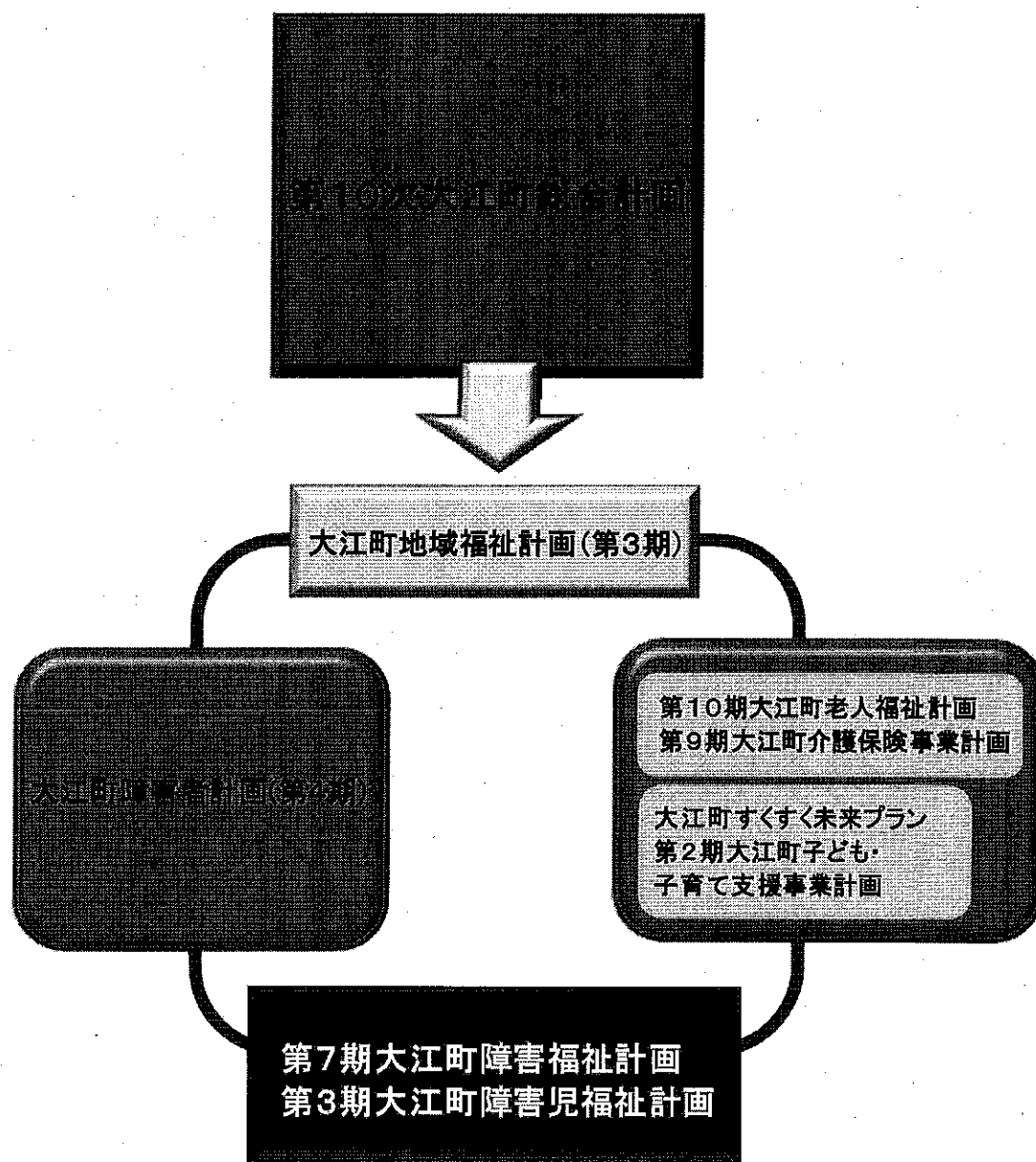
2 法令根拠

本計画は、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」と、児童福祉法第33条第20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を、一体として策定するものです。

3 本町その他計画等との位置付け

本町においては、町政運営の基本方針となる「第10次大江町総合計画」(以下、「総合計画」という。)を最上位計画とした、保健・福祉分野における個別計画として位置付けられ、総合計画や関連する他の個別計画等との調和を図っています。また、本計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する「市町村障害者計画」として策定した「大江町障害者計画(第4期)」の理念「障害のある人もない人も、誰もが誇りと生きがいを持ち、共に生きる社会づくり」を、本計画も基本理念として継承しています。

■計画の関係図



4 計画の期間

本計画は、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

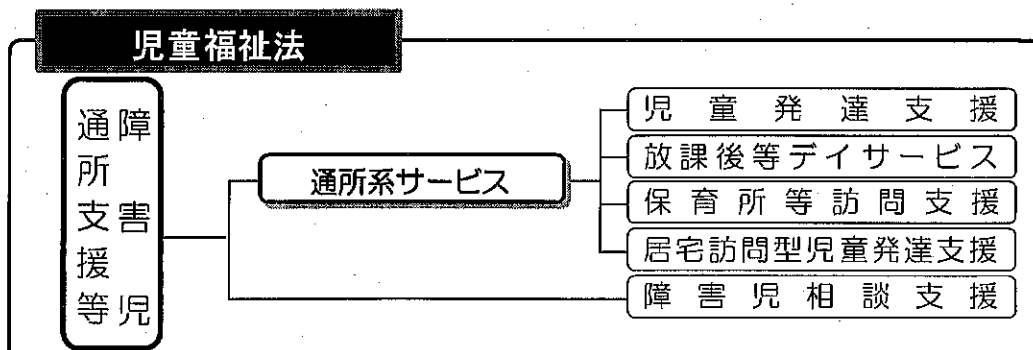
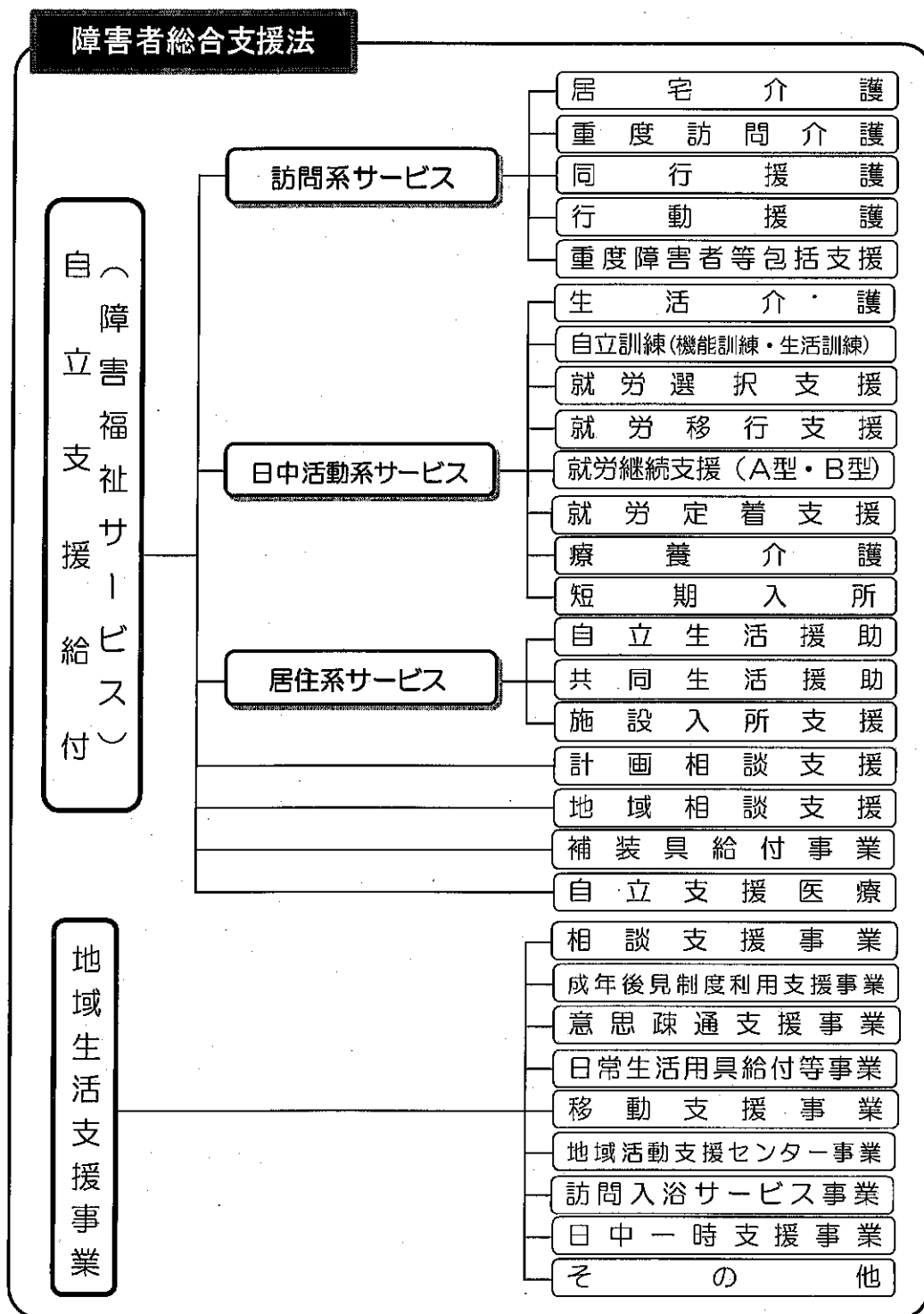
(平成)				(令和)				(年度)				
年度	27	28	29	30	31(元)	2	3	4	5	6	7	8
町	第9次大江町総合計画 H22～H31					第10次大江町総合計画 R2～R11						
	第1期 H23～H27	大江町地域福祉計画(第2期) H28～H32				大江町地域福祉計画(第3期) R3～R7						
	大江町障害者計画 (第2期) H24～H28		大江町障害者計画(第3期) H29～R3				大江町障害者計画(第4期) R4～R8					
	第4期大江町障害福祉計画 H27～H29			第5期大江町障害福祉計画 第1期大江町障害児計画 H30～R2			第6期大江町障害福祉計画 第2期大江町障害児計画 R3～R5		第7期大江町障害福祉計画 第3期大江町障害児計画 R6～R8			
	第4次山形県障がい者計画 H26～H30					第5次山形県障がい者計画 R元～R5				第6次山形県障がい者計画 R6～R10		
県	第4期山形県障がい福祉計画 H27～H29			山形県障がい福祉計画 (第5期障がい福祉計画及び第1期 障がい児福祉計画) H30～H32			第6期山形県障がい福祉計画・ 第2期山形県障がい児福祉計画 R3～R5			第7期山形県障がい福祉計画・ 第3期山形県障がい児福祉計画 R6～R8		
	障害者基本計画(第3次) H25～H29			第4次障害者基本計画 H30～R4				第5次障害者基本計画 R5～R9				
国												

5 障害者総合支援法及び児童福祉法に基づくサービスの概要について

障害者総合支援法によるサービスは、「自立支援給付(障害福祉サービス)」と「地域生活支援事業」の二つの柱で、障害のある人へ総合的な支援を実施します。「自立支援給付(障害福祉サービス)」は、すべての市町村で共通のサービスとなっており、必要に応じて選択し組み合わせて利用する仕組みとなっています。「地域生活支援事業」は、地域での生活をより円滑にするために市町村が地域の実情に応じてサービスの内容や実施する事業を決めて提供するサービスです。

また、児童福祉法によるサービスは、地域で支援を受ける通所系サービスを市町村が実施主体となり、障害のある子どもへ支援を実施します。

■サービスの概要



■障害福祉サービスの種類及び内容

サービスの種類		サービスの内容
訪問系サービス	居宅介護	自宅で介護が必要な人に対し、入浴、排せつ及び食事等の介護を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者及び常に介護を必要とし行動障害を有する人に対し、自宅等で入浴、排せつ、食事等の介護、外出時における移動支援等を総合的にを行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等を対象に、移動時及びそれに伴う外出先において、必要な情報提供（代筆・代読を含む。）や移動の援護等の外出支援を行います。
	行動援護	知的障害や精神障害により行動上の障害がある人などを対象に、外出時や外出の前後に危険を回避するために必要な支援を行います。
	重度障害者等包括支援	寝たきり状態などの介護の必要性がとて高い人などを対象に、居宅介護などの複数のサービスを組み合わせて包括的に支援を行います。
日中活動系サービス	生活介護	地域や入所施設で生活を営むために常に介護等の支援が必要な人に対し、昼間、食事や入浴及び排せつ等の介護を行うとともに、生産活動や創作的活動の機会を提供する等、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図るための支援を行います。
	自立訓練（機能訓練）	身体障害者に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、身体能力・生活能力の維持・向上等のための訓練を行います。
	自立訓練（生活訓練）	知的障害者や精神障害者に対し、自立した日常生活または社会生活ができるよう、食事や家事等の生活能力の向上のための訓練を行います。
	就労選択支援	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。（令和7年10月～）
	就労移行支援	一般就労等を希望している方に対し、一定期間において、就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援A型	一般企業での就労が困難な方等に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供や生産活動に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な方に対し、雇用契約を結ばない就労機会の提供や生産活動に必要な知識及び能力向上に必要な訓練を行います。
	就労定着支援	就労に向けた支援を受けて一般就労した方に対し、就労の継続を図るために必要な事業主との連絡調整等の支援を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に対し、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
居住系サービス	短期入所	自宅で介護する人が病気の場合等に、短期間、夜間も含めて施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	自立生活援助	共同生活援助又は施設入所支援を受けていた方が自立した日常生活を営む上での問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により相談に応じる等の援助を行います。
	共同生活援助	夜間や休日、共同生活を送る住居で、相談、入浴、排せつ及び家事等の日常生活の援助を行います。
	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。

サービスの種類		サービスの内容
相談支援	計画相談	障害福祉サービスの支給決定を受けた方が、サービスを適切に利用できるよう、本人又は保護者の依頼を受けて、サービス利用計画を作成するとともに、サービス事業者等との連絡調整等を行います。
	地域移行支援	障害者支援施設に入所している障害のある方又は精神病院に入院している精神障害者等について、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障害者について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の支援を行います。

■障害児通所支援の種類及び内容

サービスの種類		サービスの内容
通所系サービス	児童発達支援	障害のある未就学の子どもを通わせて、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
	放課後等デイサービス	授業の終了後又は休業日に、障害のある児童生徒を通わせて、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を行います。
	保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障害のある児童に対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	居宅訪問型児童発達支援	重度の障害のある子どもで、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難なものについて、その居宅を訪問し必要な支援を行います。
障害児相談支援		障害のある子どもの心身の状況、環境、支援に関する意向を勘案し、「支援利用計画」を作成するとともに、通所支援事業者等と連絡調整等を行います。

第2 令和8年度の成果目標の設定

障害のある人等の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援の課題に対応するため、障害福祉サービスや障害児通所支援等の提供体制を確保することが必要です。

このことから、国の基本指針で示された目標事項を基本としつつ、地域の実情を踏まえて、令和8年度を目標年度として「福祉施設入所者の地域生活への移行」、「地域生活支援の充実」、「福祉施設から一般就労等への移行」、「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」、「相談支援体制の充実・強化等」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「障害児支援の提供体制の整備等」について、それぞれの成果目標を設定します。

1 福祉施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針において、「令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行すること、令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする」としています。

施設入所者の状況については、介護者の高齢化や重い障害等のため在宅生活が困難になり、施設入所支援が必要な方が、毎年増加するなど、一定のニーズがあり、施設入所者を減らすことは、困難な状況です。

本町では、令和4年度末時点の施設入所者は13人となっており、目標年度である令和8年度末までには、地域の実情を勘案し1人が地域へ移行することで、12人にすることを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
令和4年度の施設入所者数（A）	13人	令和4年度末時点の施設入所利用者数
令和8年度の施設入所者数（B）	12人	令和8年度末時点の施設入所利用者数
【目標値】地域生活移行者数（C） [地域生活への移行率（C）／（A）]	1人 7.7%	令和4年度末時点の施設入所者のうち、 令和8年度末までにグループホーム等 へ移行するものの数 (6%以上とする)
【目標値】削減見込（A－B） [減少率（（A）－（B））／（A）]	1人 7.7%	差引減少見込み数 (5%以上とする)

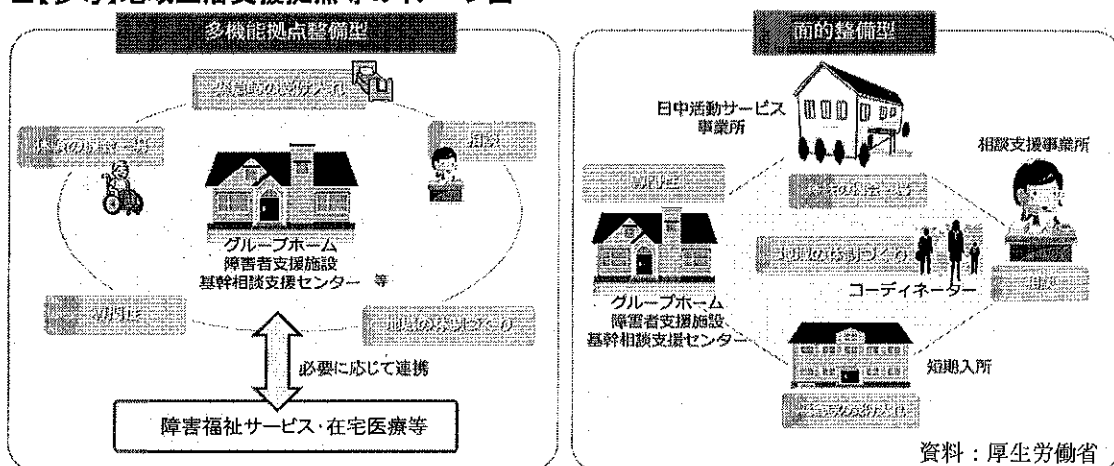
2 地域生活支援の充実

国の基本指針において、「令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討すること基本とする」としています。

本町では西村山地域として、令和3年3月に1箇所設置をしました。令和4年度からは自立支援協議会と連携して運用状況の検証・検討を年3回実施しています。今後も引き続き実施し、機能の拡充を図っていきます。

項 目	数 値	考 え 方
地域生活支援拠点等の整備	整備済	令和3年3月西村山地域として1箇所整備
地域生活支援拠点の人員やネットワークの整備	令和9年3月	コーディネーターや事業所等の担当者、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の整備時期
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	3回	令和8年度における地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討回数
連 携 先 市 町 村	—	寒河江市、河北町、朝日町、西川町
強度行動障害を有する障害者に関する支援体制の整備	令和9年3月	ニーズを把握し、整備を検討

■【参考】地域生活支援拠点等のイメージ図



■地域生活支援拠点等とは

住み慣れた地域の中で障害のある人が安心して暮らしていけるよう、高齢化・障害の重度化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための5つの機能(※)を一つの拠点に集約したものです。

※5つの機能

- (1) 地域移行や親元からの自立等に係る相談
- (2) グループホーム等の体験の機能・場
- (3) 短期入所等を活用した緊急時の受入れ・対応
- (4) 専門的人材の確保・養成
- (5) コーディネーターを配置し、地域生活を支えるための体制づくり

3 福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、「令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上（うち就労移行支援事業は、令和3年度の実績の1.31倍以上、就労継続支援A型事業は、1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上）とすることを基本とする」こととし、併せて「就労定着支援事業の利用者については、令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする」としています。

本町では、令和3年度に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行実績はありません。過去の実績等を踏まえ、本計画の目標年度である令和8年度には、1人の就労移行支援事業利用者が一般就労に移行することに加え、継続して利用することを目指します。

項 目	数 値	考 え 方
令和3年度の一般就労移行者数(A) (就 労 移 行 支 援 事 業) (就労継続支援A型事業) (就労継続支援B型事業)	0人 0人 0人 0人	就労移行支援事業等を通じての、 令和3年度の一般就労移行者数
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数(B) (就 労 移 行 支 援 事 業) (就労継続支援A型事業) (就労継続支援B型事業)	1人 1人 0人 0人	就労移行支援事業等を通じての、 令和8年度の一般就労移行者目標数
増加率 (B) / (A)	皆 増	
令和3年度就労定着支援事業の利用者数(C)	0人	就労移行支援事業等を通じての、 令和3年度末の就労定着支援事業 利用者数
【目標値】令和8年度末の就労定着 支援事業の利用者数(D)	1人	就労移行支援事業等を通じての、 令和8年度末の就労定着支援事業 利用者目標数
増加率 ((D)-(C)) / (C)	皆 増	

4 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、「令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組を実施する体制を構築することを基本とする」としています。

近年、障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くのサービス事業者が参入しています。利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うため、県が実施する各種研修会を引き続き活用し、本町職員の障害福祉サービス等に関する知見を向上させていきます。また、令和8年度末までに、町職員の制度理解やサービス事業所の適正な運営の検証などの、障害福祉サービス等の質の向上に向けた取組を実施する体制を構築します。

5 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、「令和8年度末までに各市町村又は各圏域において総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする」及び「地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とする」としています。

本町では、西村山地域として平成31年4月に1箇所、基幹相談支援センターを整備しております。また協議会における地域サービス基盤の開発・改善及び体制確保については、西村山地域自立支援協議会を位置付けています。引き続き西村山地域で連携を図りながら、地域の実情に応じた相談支援体制の充実・強化を検討していきます。

■基幹相談支援センターとは

地域の相談支援の拠点として、障害の種別や障害者手帳の有無に関わらず、総合的・専門的な相談業務や成年後見制度利用支援事業を利用するにあたっての支援を行います。また、地域の実情に応じて地域移行・地域定着への支援、地域の相談支援体制の強化などを行う機関です。

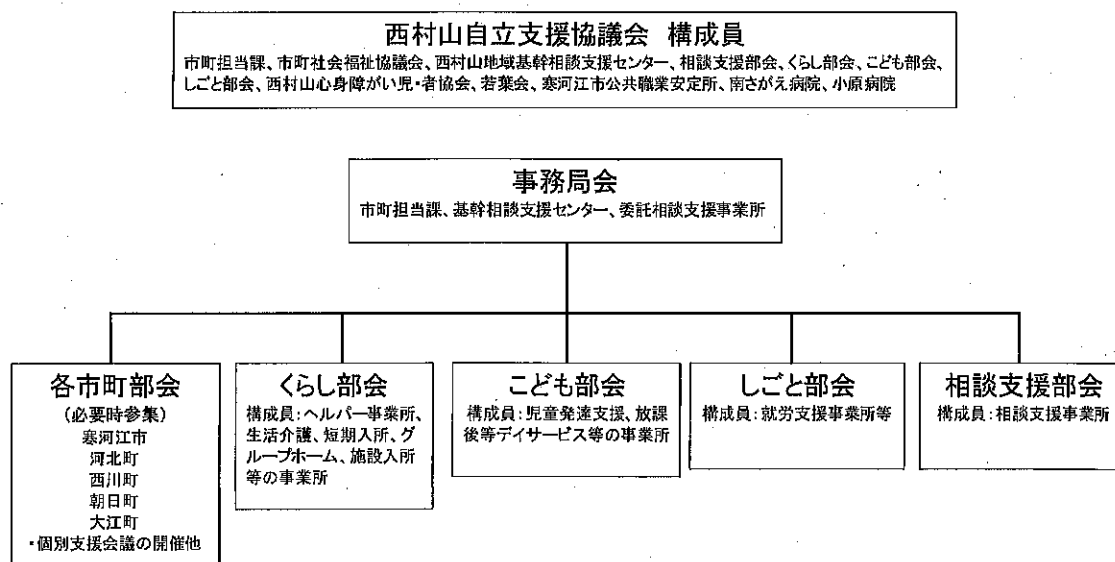
==厚生労働省 HP より==

全国の設置状況：50%（873市町村・1,100か所）

山形県内の設置状況：4か所（内1箇所が西村山地域で設置している基幹相談支援センター）

■西村山地域自立支援協議会とは

西村山地域における障害者への支援体制に関する課題について、関係機関で情報共有及び連携の緊密化を図り、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うことにより、障害者への支援体制の整備を図ることを目的とする協議会です。（下記組織図参照）



6 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の有無や程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、市町村ごとの保健・医療・福祉関係者等による協議の場を通じて、精神科医療機関、その他の医療機関、地域援助事業者、当事者・ピアサポーター、家族、居住支援関係者などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要とされています。

本町では、西村山地域自立支援協議会を協議の場として設置しており、引き続き協議を行っていきます。

実績見込（1年間）

	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
①開催回数	回	2	2	2
②参加者数	人	20	20	20
保健	人	0	0	0
医療（精神科）	人	2	2	2
医療（精神科以外）	人	0	0	0
福祉	人	5	5	5
介護	人	0	0	0
当事者	人	0	0	0
家族	人	2	2	2
その他	人	11	11	11
③目標設定及び評価の時期	回	1	1	1

7 障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、「令和8年度末までに、各市町村または各圏域に、児童発達支援センターを少なくとも1箇所以上設置すること、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築すること、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス支援事業所を1箇所以上確保すること、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする」としています。

西村山地域では、児童発達支援センター及び主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所を既に1箇所設置し、医療的ケア児に関するコーディネーターについても、1名配置しております。今後も周辺市町と連携及び協議を行いながら、西村山地域としての支援体制の強化を目指します。

なお、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、総合支庁事務局の圏域の協議の場を、市町村にとっての協議の場として位置づけし協議を進めていきます。

また、障害児の地域社会への参加・包括（インクルージョン）を推進する体制を構築については、地域のニーズを把握し関係機関と協議を行いながら、整備に向け検討していきます。

項 目	数 値	考 え 方
児 童 発 達 支 援 セ ン タ ー の 設 置	1 箇 所	西村山地域で既に配置しており支援を継続する
主に重症心身障害児を支援する 児 童 発 達 支 援 事 業 所 の 確 保	1 箇 所	
主に重症心身障害児を支援する 放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇 所	
障害児の地域社会への参加・包容 （インクルージョン）の推進体制	令和9年3月	ニーズを把握し、関係機関と協議を行いながら、 推進体制の整備を検討していく
医 療 的 ケ ア 児 支 援 の た め の 関 係 機 関 の 協 議 の 場 の 設 置	1 箇 所	総合支庁事務局の圏域の協議の場を、市町村に とっての協議の場として位置づけている
医 療 的 ケ ア 児 等 に 関 す る コ ー デ ィ ネ ー タ ー の 配 置	2 名	西村山地域で既に1名配置しており令和8年度 までに1名増の2名体制での支援を目指す

第3 サービス等の種類ごとの進捗状況及び必要な見込量等について

※「利用実績」は、第6期障害福祉計画(以下、「第6期計画」という。)の進捗状況となっており、「実績」は令和5年度の実績見込みのサービス量又は利用人数を記載しています。

※「利用見込」は、本計画期間における年度ごとのサービス等の種類ごとの考え方、必要なサービス量及び利用人数を記載しています。

1 障害福祉サービスの種類ごとの進捗状況と見込量

(1)訪問系サービス

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 (B) / (A)
居宅介護	利用人数	8	7	88%
	延利用時間	220	109	50%
重度訪問介護	利用人数	1	0	0%
	延利用時間	90	0	0%
同行援護	利用人数	1	1	100%
	延利用時間	2	18	900%
行動援護	利用人数	0	0	—
	延利用時間	0	0	—
重度障害者等包括支援	利用人数	0	0	—
	延利用時間	0	0	—

■利用見込

居宅介護の令和5年度末の実績では、1人あたりの平均利用時間は16時間/月でした。近年の実績や現在の状況から、毎年の利用者と平均利用時間の増加を見込み算出しています。同行援護については、新型コロナウイルス感染症対策の緩和により外出の機会が増えたことで、利用実績が見込みを上回っています。令和5年度の実績及びコロナ禍前の実績を勘案し算出しています。重度訪問介護については、現在の支給決定者1名の利用を見込み算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用人数	8	8	8
	延利用時間	128	128	128
重度訪問介護	利用人数	1	1	1
	延利用時間	90	90	90
同行援護	利用人数	2	2	2
	延利用時間	20	20	20
行動援護	利用人数	0	0	0
	延利用時間	0	0	0
重度障害者等包括支援	利用人数	0	0	0
	延利用時間	0	0	0

(2)日中活動系サービス

①生活介護

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
生活介護	利用人数	20	21	105%
	延利用時間	420	408	97%

■利用見込

令和5年度の実績を踏まえ、令和6年度から1人増加を見込んでいます。利用は21日で算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用人数	21	21	21
	延利用日数	441	441	441

②自立訓練（機能訓練）

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
自立訓練 （機能訓練）	利用人数	0	0	—
	延利用日数	0	0	—

■利用見込

これまでの動向や令和5年度の実績を踏まえ、令和6年度以降の利用も0人とします。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （機能訓練）	利用人数	0	0	0
	延利用日数	0	0	0

③自立訓練(生活訓練)

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
自立訓練 （生活訓練）	利用人数	0	1	皆増
	延利用日数	0	15	皆増

■利用見込

長期間、在宅で生活していた方が、自立に向け生活訓練を利用するケースが増えているため、今後も一定数の利用を見込みます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用人数	1	1	1
	延利用日数	21	21	21

④就労選択支援

■利用見込

令和7年10月1日から新設となるサービスのため、令和8年度に新規利用者1名を見込みます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練 （生活訓練）	利用人数	-	0	1
	延利用日数	-	0	21

⑤就労移行支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
就労移行支援	利用人数	3	1	33%
	延利用日数	69	24	35%

■利用見込

令和5年度の利用者を一般就労等へ移行することを見込むほか、新規利用者を一定数の増加を見込んでいます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	利用人数	1	2	3
	延利用日数	23	46	69

⑥就労継続支援（A型）

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
就労継続支援 A型	利用人数	9	7	78%
	延利用日数	189	133	70%

■利用見込

これまでの動向及び令和5年度の実績より、利用状況はほぼ横ばいで移行すると見込んで算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 A型	利用人数	7	7	7
	延利用日数	147	147	147

⑦就労継続支援(B型)

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
就労継続支援 B型	利用人数	26	29	112%
	延利用日数	520	557	107%

■利用見込

事業所の増加もあり、利用者についても見込量を上回っています。今後も一定数の増加を見込んでいます。日数は20日で算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 B型	利用人数	29	30	31
	延利用日数	580	600	620

⑧就労定着支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
就労定着支援	利用人数	0	0	-

■利用見込

就労移行支援等のサービスを利用し一般就労へ移行した方に対して、就労を継続するために必要な支援を行います。これまで実績はありませんが、令和8年度に新規利用者を1人見込み算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労定着支援	利用人数	0	0	1

⑨療養介護

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
療養介護	利用人数	2	2	100%

■利用見込

現在の利用者及び特別支援学校の卒業生の新規利用を見込み算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	利用人数	3	3	3

⑩短期入所

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
短期入所	利用人数	3	6	200%
	延利用日数	12	19	158%

■利用見込

新型コロナウイルス感染症対策のため利用実績が少なくなりましたが、行動制限が緩和されことにより、令和5年度は実績が見込みを上回りました。介護者の高齢化等からサービスの需要としては増加傾向にあるため、令和5年度の実績同等の利用を見込んでいます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用人数	6	6	6
	延利用日数	18	18	18

(3)居住系サービス

①自立生活援助

■利用実績

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
自立生活援助	利用人数	1	0	0%

■利用見込

障害者支援施設やグループホーム、病院等から一人暮らしを希望する知的障害者や精神障害者の方等に対して、定期的な巡回訪問、相談や電話等の随時対応及び医療機関との連絡調整等、地域生活に必要な支援を行います。精神病院等に入院し、地域移行を希望する精神障害者等の新規利用者を見込んでいます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用人数	0	0	1

②共同生活援助

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
共同生活援助	利用人数	16	16	100%

■利用見込

入所施設や精神科病院から地域移行による利用者も勘案し、一定の増加を見込みます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助	利用人数	16	17	18

③施設入所支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
施設入所支援	利用人数	14	14	100%

■利用見込

これまでの実績と地域移行を促進する観点から共同生活援助への移行2人を見込むほか、介護保険制度への移行2人、新規利用2人を見込んで算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入所支援	利用人数	14	13	12

(4)相談支援事業

①計画相談支援及び地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
計画相談支援	利用人数	20	22	110%
地域移行支援	利用人数	0	0	—
地域定着支援	利用人数	1	1	100%

■利用見込

今後の障害福祉サービスの利用者の増加を勘案し、一定の増加を見込んでいます。

地域移行支援及び地域定着支援については、令和5年度の実績と同数を見込んでいます。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用人数	22	23	24
地域移行支援	利用人数	0	0	0
地域定着支援	利用人数	1	1	1

2 障害福祉サービスの種類ごとの必要な見込量の確保のための方策

(1)訪問系サービス

障害の重度化・重複化及び施設や病院からの地域移行の促進により、今後、在宅における地域生活を継続していくために、居宅介護や重度訪問介護の需要の増加が見込まれます。

安定的にサービスが提供できるよう、町内外の関係機関、自立支援協議会と連携を図り、サービスの拡充及び資質の向上に対する働きかけを行いながら、必要なサービス量の確保を図ります。

また、視覚障害により移動に著しい困難を有す障害者等を対象にした同行援護のように、障害特性に応じた訪問系サービスについては、一定のニーズあり今後も増加していくものと考えられます。利用の希望があった場合に速やかにサービス提供につなげられるよう、情報収集や障害特性を理解したヘルパーの確保について事業所に働きかけていきます。

(2)日中活動系サービス

日中活動系サービスは自立した地域生活を営む上での訓練や、居宅で生活している障害のある人の日中活動の場として非常に重要なサービスです。

中でも、就労につなげるための就労移行支援や就労継続支援（A型・B型）等の訓練等給付の利用については、近隣市町に新規事業所の開所等もあり、今後も利用増加が見込まれます。ハローワークや障害者就業・生活支援センター等も含めた専門機関と連携を図りながら、一般就労等への移行促進や就労機会の拡大に努めるとともに、一般就労等への移行者については安定した就労定着に向け、利用者のニーズにあった選択ができるよう、情報収集・情報提供に努めます。

また、短期入所については、利用者が必要とする時に利用できるよう、サービス事業所との調整を通じて、受け入れ体制の確保・充実を図ります。

(3)居住系サービス

施設入所等から地域移行を推進していく観点から、地域における居住の場として共同生活援助（グループホーム）の提供体制の確保が重要となっています。施設入所者の意向や状況を把握しながら関係機関等との調整を図り、提供体制の確保に努めます。

(4)相談支援事業

計画相談支援については、利用者のニーズにあったサービス等利用計画が作成されるよう、相談支援の質の向上を図るため、相談員に対する研修参加等を促進するとともに、相談支援事業の安定した事業運営を支援していきます。

地域相談支援については、県が指定する指定一般相談支援事業所と連携を図り、地域生活のために必要な相談体制の整備に努めます。

3 児童福祉法に基づく障害児支援サービスの進捗状況と見込量

(1)障害児通所支援

①児童発達支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
児童発達支援	利用人数	3	6	200%
	延利用日数	15	38	253%

■利用見込

早期発見・早期療育の取組みが推進されていることから、近年利用者数が増加傾向となっています。今後も一定数の新規利用者の増加を見込んで算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用人数	7	7	8
	延利用日数	42	42	48

②放課後等デイサービス

■利用実績

サービス利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
放課後等 デイサービス	利用人数	8	12	150%
	延利用日数	64	69	108%

■利用見込

児童発達支援と同様に、早期発見・早期療育の取組みが推進されており、利用者数が増加しています。新規利用及び児童発達支援利用者の移行も見込み算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等 デイサービス	利用人数	12	14	16
	延利用日数	72	84	96

③保育所等訪問支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
保育所等 訪問支援	利用人数	0	0	—
	延利用日数	0	0	—

■利用見込

現在サービス提供事業所は西村山地域に1箇所あります。これまでの利用実績はありませんが、令和8年度に利用者1人を見込み、5日で算定しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等 訪問支援	利用人数	0	0	1
	延利用日数	0	0	5

④居宅訪問型児童発達支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
居宅訪問型児童 発達支援	利用人数	0	0	—
	延利用日数	0	0	—

■利用見込

重症心身障害児などの重度の障害のある子ども等で、児童発達支援等のサービスを受けるために外出することが著しく困難な場合に、居宅を訪問し日常生活における基本的な動作の指導、知識技能等の必要な支援を行います。現在のところ対象となる児童がいないため、利用は見込んでいません。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童 発達支援	利用人数	0	0	0
	延利用日数	0	0	0

⑤障害児相談支援

■利用実績

サービスの利用実績（1か月あたり）

サービス種別		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
障害児相談支援	利用人数	3	6	200%

■利用見込

今後の障害児通所支援等の利用者の増加を勘案し、毎年一定程度の利用者の増加は続くものと見込んで算出しています。

サービスの利用見込（1か月あたり）

サービス種別		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用人数	6	7	8

⑥医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーター

■利用実績

コーディネーター配置人数実績

コーディネーター配置人数	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
	1	1	100%

■利用見込

人工呼吸器や胃ろうを装着しているなど、日常生活を営むために医療を要する状態にある障害のある子どもや重症心身障害児等（医療的ケア児）が地域で安心して暮らすことができるよう、医療的ケア児に対する支援を総合的に調整する職員の配置を推進するものです。

医療的ケア児に対するコーディネーターについては、西村山地域として既に設置しています。令和6年度以降については、1名増の2名体制を見込んでいます。本町では、現在のところ対象となる児童はいませんが、今後、利用の希望があった場合に適切な支援を受けられるよう自立支援協議会等において、コーディネーターの役割やあり方を検討していきます。

コーディネーター配置人数

コーディネーター配置人数	令和6年度	令和7年度	令和8年度
	2	2	2

4 障害児支援サービスの必要な見込量の確保のための方策

教育及び子育て部門等の関係部署との連携を図りながら、サービスを必要とする人の把握に努め、情報の収集・提供を行います。また、近年早期発見・早期療育の取組みが推進されており利用者数が増加傾向にあるため、利用者の希望があった場合に速やかにサービス提供に繋げられるよう、県や近隣市町と連携しながらサービス提供事業者の適正な配置の整備を図ります。

第4 地域生活支援事業の進捗状況及び必要な見込量等について

地域生活支援事業は、障害者及び障害児が基本的人権を享受する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業です。

1 地域生活支援事業の内容及び各年度における量の見込等

(1) 地域生活支援事業の種類と概要

事業の種別		内容
理解促進研修・啓発事業		障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動を行います。
自発的活動支援事業		障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動等）を支援します。
相談支援事業	障害者相談支援事業	障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障害福祉サービスの利用支援を行うとともに虐待防止や権利擁護等の援助等を行います。
	基幹相談支援センター等機能強化事業	専門的な相談支援等を必要とするときに対応できるよう、社会福祉士、保健師、精神保健福祉士等の専門的な職員を配置し、相談機能の強化・充実を図ります。
	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害者または精神障害者が、成年後見制度を利用するときに必要な手続きや経費の助成等の支援を行います。
成年後見制度法人後見支援事業		成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築などを行います。
意思疎通支援事業		聴覚及び音声または言語障害の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行うなど、意思疎通を円滑にするための支援を行います。
日常生活用具給付等事業		障害のある人の日常生活を支えるための用具等を給付または貸与を行い、日常生活の支援を行います。
手話奉仕員養成研修事業		聴覚障害のある人等が自立した日常生活を送ることができるよう、支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を習得した者）の養成研修を行います。
移動支援事業		地域における自立生活及び社会参加を促すため、屋外での移動が困難な障害児・者等に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター事業		地域活動支援センターを設置し、障害者等に創作的活動、生産活動の機会の提供、社会との交流活動等を行い、障害者等の地域生活を支援します。
訪問入浴サービス事業		入浴が困難な在宅の身体障害者を対象に、身体の清潔保持、心身機能の維持が図れるよう、居宅を訪問し入浴のサポートを行います。
日中一時支援事業		障害のある人等に日中における活動の場を提供し、見守りや日常的な訓練等を行うことにより、障害者等の家族の就労支援や介護者の一時的な休息を確保します。

(2)事業の種類ごとの進捗状況と見込量

※「実施状況」及び「利用実績」は、第6期計画の進捗状況となっており、「実績」は令和5年度の実績見込みを記載しています。

※「実施見込」及び「利用見込」は、本計画期間における年度ごと及び事業の種類ごとの考え方、量の見込み等を記載しています。

①理解促進研修・啓発事業

■実施状況

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
理解促進研修・啓発事業	実施	実績なし	皆減

■実施見込

障害のある人に対する理解を深めるため、理解促進及び啓発について、本計画期間中の事業実施を検討していきます。

事業の実施に関する見込み

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施なし	実施なし	実施

②自発的活動支援事業

■実施状況

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
自発的活動支援事業	実施	実施	—

■実施見込

引き続き、障害者関係団体等が行う自発的活動を支援していきます。

事業の実施に関する見込み

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施	実施	実施

③相談支援事業

■実施状況

事業の実施に関する見込み

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
相談支援事業			
障害者相談支援事業	4箇所	4箇所	100%
基幹相談支援センター	1箇所	1箇所	100%
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	—
住宅入居等支援事業	実施なし	実施なし	—

■利用見込

これまでの実績に基づき算出しており、相談支援事業所と連携し、引き続き相談体制の充実に努めます。また基幹相談支援センターについては、平成31年4月に西村山地域で1箇所設置しており、自立支援協議会において近隣市町と連携し、運用状況を検証及び検討していきます。

事業の実施に関する見込み

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業			
障害者相談支援事業	4箇所	4箇所	4箇所
基幹相談支援センター	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援センター等 機能強化事業	実施	実施	実施
住宅入居等支援事業	実施なし	実施なし	実施なし

④成年後見制度利用支援事業

■利用実績

サービスの利用実績（年間利用人数）

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
成年後見制度利用支援事業	1	0	0%

■利用見込

これまで利用実績はありませんが、介護者の高齢化等に伴い、成年後見制度利用の需要は増加すると予想されるため、利用者1人を見込みます。

サービスの利用見込（年間利用人数）

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	0	1	1

⑤成年後見制度法人後見支援事業

■実施状況

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
成年後見制度法人後見支援事業	実施なし	実施なし	—

■利用見込

これまでの動向から、実施見込みはありません。

事業の実施に関する見込み

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施なし	実施なし	実施なし

⑥意思疎通支援事業

■利用実績

サービス利用実績（年間利用人数）

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業	6	7	116.6%
要約筆記者派遣事業	2	0	皆減

■利用見込

新型コロナウイルス感染症の影響で利用実績のない年度もありましたが、利用者は固定しており一定のニーズがあるため、これまでの実績を勘案して見込みます。

サービスの利用見込（年間利用人数）

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
意思疎通支援事業			
手話通訳者派遣事業	10	10	10
要約筆記者派遣事業	2	2	2

⑦日常生活用具給付等事業

■利用実績

サービスの利用実績（年間利用人数）

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	1	0	0%
自立生活支援用具	1	0	0%
在宅療養等支援用具	1	1	100%
情報・意思疎通支援用具	1	1	100%
排せつ管理支援用具	19	17	89%
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	1	0	0%

※排せつ管理支援用具（ストーマ装具等）の件数は、年間の支給実人数

■利用見込

これまでの実績を勘案し算出しています。

サービスの利用見込（年間利用人数）

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日常生活用具給付等事業			
介護・訓練支援用具	1	1	1
自立生活支援用具	1	1	1
在宅療養等支援用具	1	1	1
情報・意思疎通支援用具	1	1	1
排せつ管理支援用具	18	18	18
居宅生活動作補助用具 （住宅改修）	1	1	1

⑧手話奉仕員養成事業

■実施状況

サービスの利用実績（年間受講人数）

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
手話奉仕員養成研修事業	12	0	皆減

■利用見込

平成28年度より手話奉仕員養成事業を実施しています。日常会話程度の手話表現技術を習得し、円滑に意思疎通を図ることができる手話奉仕員の養成に努めます。新型コロナウイルスの影響により令和3年度から令和5年度は未実施だったため、これまでの実績をもとに算出しています。

サービスの利用見込（年間受講人数）

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	10	11	12

⑨移動支援事業

■利用実績

サービスの利用実績（年間）

事業名		令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
移動支援事業				
個別支援型	利用人数	3	4	133%
	利用時間数	30	25	83%
通学支援型	利用人数	3	1	33%

■利用見込

個別支援型については、これまでの実績から利用者は固定化しており、大幅な増加は見込まれないため、現在の利用者を基に算出しています。通学支援については、現在の利用者と今後の特別支援学校への就学予定者にに基づき見込みます。

サービスの利用見込（年間）

事業名		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業				
個別支援型	利用人数	4	4	4
	利用時間数	30	30	30
通学支援型	利用人数	2	3	4

⑩地域活動支援センター事業

■利用実績

サービスの利用実績(年間)

事業名	令和5年度 見込量(A)	令和5年度 実績(B)	【進捗率】 (B) / (A)
地域活動支援センター事業			
実施個所数	1	1	100%
利用人数	5	3	60%

■利用見込

地域活動支援センターは、日中活動のほか、相談支援等の機能を有していることから、利用者は一定数で推移するものと見込まれます。

サービスの利用実績(年間)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業			
実施個所数	1	1	1
利用人数	3	3	3

⑪訪問入浴サービス事業

■利用実績

サービスの利用実績(年間)

事業名	令和5年度 見込量(A)	令和5年度 実績(B)	【進捗率】 (B) / (A)
訪問入浴サービス事業			
実施個所数	1	1	100%
利用人数	2	1	50%

■利用見込

令和5年度に1名の利用者が施設入所となり1名減となりましたが、利用者は固定化しており、今後も大幅な増加はないものと見込み、横ばいとして算出しています。

サービスの利用見込(年間)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業			
実施個所数	1	1	1
利用人数	1	1	1

⑫日中一時支援事業

■利用実績

サービス利用実績

事業名	令和5年度 見込量（A）	令和5年度 実績（B）	【進捗率】 （B）／（A）
日中一時支援事業			
実施個所数	2	3	150%
利用人数	4	1	25%

■利用見込

日中一時支援事業を実施している事業所は広域にわたりますが、介護者にとっての利便性等から、利用する事業所が近隣市町に限定される傾向にあるため、実施個所数は現在の実績同等を見込みます。令和5年度は定期利用者が障害福祉サービスへ移行したため、見込みより少ない実績となっていますが、当該事業の利用ニーズは高い状況にあるため、利用者については一定の増加を見込みます。

サービスの利用見込(年間)

事業名	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業			
実施個所数	3	3	3
利用人数	2	3	3

2 地域生活支援事業の必要な見込量の確保のための方策

(1)相談支援事業等

町が委託する相談支援事業所において、障害のある人やその保護者などから福祉に関する様々な相談に応じ、必要な情報の提供及び障害福祉サービス等の利用支援等を行います。

委託している町内外の各相談支援事業所と連携し、相談体制の充実を図ります。併せて、自立支援協議会の相談支援専門部会を活用し、地域の事情を共有しながら相談支援の強化を図ります。

(2)成年後見制度利用支援事業

成年後見制度利用支援事業については、これまで利用実績はありませんが、相談支援事業等より対象者の把握に努め、今後、該当者が生じた場合にスムーズに対応できるよう体制を整備します。

(3)意思疎通支援事業

聴覚及び音声または言語障害者（以下、「聴覚障害者」という。）のため、社会生活における意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害者に手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。本町では、平成28年度から手話教室等を開催し、手話奉仕員の養成に取り組んでいますが、町単独での通訳者等の確保及び派遣が困難なため、引き続き山形県聴覚障害者協会に派遣調整を委託して実施していきます。

(4)日常生活用具給付等事業

障害者等の日常生活の支援を行うため、要綱で定められた日常生活用具を給付・貸与します。利用者の要望等を踏まえ、必要な見直しを適切に行っていきます。

(5)手話奉仕員養成研修事業

手話教室等を開催し、聴覚障害者が自立した日常生活を送ることができるよう、支援者として期待できる手話奉仕員の養成に努めます。手話教室の開催については、大江町社会福祉協議会に委託し、実施していきます。

(6)移動支援事業

移動支援事業については、平成18年度から事業者に委託して実施しており、障害のある人の社会参加促進の観点からも重要な事業となっています。今後も利用希望者のニーズを把握しながら、新たな事業者との契約も検討し、事業を実施していきます。

また、障害のある子どもが適切な教育を受けることにより、自立した生活と社会参加のために必要となる力を培うため、特別支援学校等に就学する児童及び生徒の通学について併せて支援していきます。

(7)地域活動支援センター事業

地域活動支援センター事業は、障害のある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう通所により創作的活動や生産活動の場を提供するほか、地域との交流の促進を支援するものです。引き続き、創作的活動や生産活動の機会を提供する基礎的事業に加え、専門職員を配置して実施する機能訓練や社会適応訓練、他機関との連携強化等を行う機能強化事業を展開していきます。

本町におけるセンターの運営については、主に精神障害者を対象として事業を行うこととしており、引き続き「サポートセンターういんず」（河北町）に委託して実施していきます。

(8)訪問入浴サービス事業

訪問入浴サービス事業は、介護保険サービスや生活介護の利用者は除かれることから、比較的年齢の若い重度身体障害者の利用が想定されます。このことから、利用者のニーズを適切に把握し、事業内容を現状に合った形に見直しながら、在宅で暮らす障害者の一助となれるよう努めていきます。

(9)日中一時支援事業

障害のある人へ日中における活動の場を提供し、日常的に介護をしている家族の一時的な休息を取るための支援を行う事業です。

これまで実施してきた事業については継続するとともに、実施していない事業については、地域の実情及び障害のある人の状況等に合わせて必要に応じた新たな事業の検討を行いながら地域生活支援事業の充実を図っていきます。

第5 計画の推進体制について

1 関係機関との連携

本計画を進めるにあたっては、保健、医療、教育、子育て等の関係部署と情報を共有しながら連携を強化するとともに、医療機関、教育機関及びハローワークその他関係機関の連携も含めた支援体制の強化に取り組んでいきます。

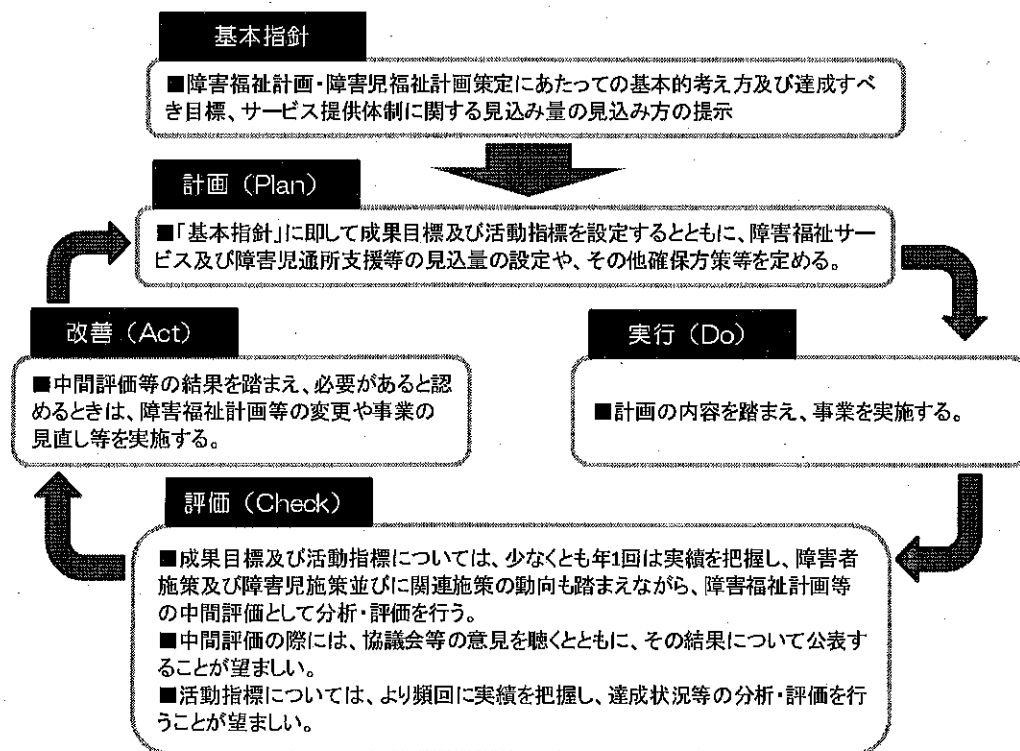
また、障害のある人が利用するサービス事業所や医療機関は、町内だけでなく広域にわたっています。西村山1市4町（寒河江市・河北町・西川町・朝日町・大江町）で設置している自立支援協議会を活用し、広域的な支援体制の整備を図り、さらなる機能の拡充に努めます。

2 計画の進捗状況の点検及び評価

障害者総合支援法及び児童福祉法において、計画に定める事項については定期的な調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を変更すること、その他必要な措置を講じることとされていることから、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等を踏まえながら必要な場合には適切な見直しを行います。

また、本計画の進捗状況の評価等については、自立支援協議会や大江町障害者計画並びに障害福祉計画策定協議会等に意見を求めながら、PDCA（計画－実行－評価－改善）サイクルのプロセスに沿って行うよう努めます。

（障害福祉計画等におけるPDCAサイクルのプロセスのイメージ）



資 料

大江町障害者計画並びに障害福祉計画策定協議会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する大江町障害者計画の策定並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第88条第1項に規定する大江町障害福祉計画及び児童福祉法（昭和22年法律164号）第33条の20第1項に規定する大江町障害児福祉計画の策定のため、大江町障害者計画並びに障害福祉計画策定協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は、次の事項について検討を行うものとする。

- (1) 大江町障害者計画に関すること。
- (2) 大江町障害福祉計画に関すること。
- (3) 大江町障害児福祉計画に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会の委員は、保健福祉施設関係者、福祉団体関係者、地域代表者及び学識経験者等で構成し、町長が委嘱する。

2 協議会に会長を置き、委員の互選により決定する。

(会議)

第4条 協議会は、必要に応じて会長が招集し、会議の議長となる。

(任期)

第5条 委員の任期は、1年以内とし、町長が定める期間とする。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、健康福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成29年12月1日から施行する。

大江町障害者計画並びに障害福祉計画策定委員名簿

No.	所属・職名	職名	氏 名	備 考
1	障害者入所施設らふらんす大江 障害者通所事業所らふらんす大江 特定相談支援事業所らふらんす大江	施 設 長	鈴 木 芳 夫	保健福祉施設 関 係 者
2	大 江 町 社 会 福 祉 協 議 会	副 会 長	鈴 木 俊 雄	福祉団体関係者
3	大江町民生児童委員協議会	障害者部会長	鈴 木 栄 子	〃
4	大江町身体障害者福祉協会	会 長	阿 部 啓 一	
5	大 江 町 わ か あ ゆ 会	会 長	工 藤 利 昭	地域代表者

事 務 局

No.	職 名	氏 名	備 考
1	大江町健康福祉課 課長	伊 藤 修	
2	福祉主査兼係長	細 谷 昌 克	
3	福祉係主事	松 田 和	

